

「ようこそ奈良へ」観光マップ作成業務委託仕様書

1. 件名

「ようこそ奈良へ」観光マップ作成業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3. 業務内容

既存の奈良市内の観光資源等を掲載した「ようこそ奈良へ」観光マップ（以下、観光マップという）をリニューアルし、新たに観光ランドマークとなる施設等のイラストや文字を加え、観光客が見やすく使いやすいマップを作成する。

（詳細内容）

①観光マップデータの書き起こしと、デザイン変更。

※データは、既存の観光マップを参考とした書き起こし作業と、全体のデザイン変更、マップエリア追加等のデータ作成。

※既存の観光マップ（PDF）は、別途添付する参考データを参照。

※イラストマップは、表に市内広域、裏に奈良公園周辺の2種類。

②各施設イラスト作成（約40個、10～30mm角）、テキスト（文字・記号）を観光マップへ追加。

③観光マップデザインの変更に伴う修正・編集等の業務

④文字校正、色校正の業務

⑤印刷業務 部数/200,000部（500部単位で紙包装）

⑥印刷物の保管（契約期間中）

4 規格等

(1) 紙質/上質 菊判 38kg

(2) 紙サイズ/A3（成果品は2つ折り加工でA4判の仕上がり）

(3) 印刷/両面印刷

(4) 刷色/4色フルカラー

(5) 印刷部数/200,000部

5 作業方法

(1) 契約後、受託者は速やかに「作業工程予定表」を提出し、受託業務の適切な進行管理に努める。

(2) 観光マップデータの書き起こし、適宜打ち合わせを行ったうえでラフ案を作成。

(3) 変更デザイン決定後、校正を重ねる。校正は、原則として3回以上とし、その内1回は色校正とする。

(4) 校正は、電子メール等も利用し常に緊密な連絡体制を整え、ミスのないように行う。

6 観光マップ作成にあたっての留意事項

(1)基本掲載の構成内容について

- ①奈良市広域マップ（表）
- ②奈良公園周辺マップ（裏）

上記の各MAPには、以下のコンテンツを中心に各観光資源が分かりやすく表示できるように工夫すること。

- ・世界遺産「古都奈良の文化財」8遺産群、神社仏閣
- ・奈良公園エリア、ならまちエリア、西ノ京エリア、西奈良エリア、柳生の里エリア等
- ・各観光施設、おもてなしトイレ、駐車場等の情報
- ・滝坂の道、奈良県春日山遊歩道、奈良奥山ドライブウェイ、市内循環バス道路等
- ・その他、観光マップに必要なもの

③諸情報（片面のみ掲載）

以下の内容についてわかりやすく掲載すること。

- ・観光関連の問合せ先（電話番号、HP アドレス、QR コード等）
- ・その他インフォメーション（防災情報等）

(2)編集にあたっては、委託者と協議し、文字の大きさ、色彩、見やすさ等を考慮すること。

7 成果品の納品

(1)観光マップデータ

最終入稿データを以下の仕様でDVD-ROMにより1部を委託者へ納品すること。納品日は下記の第1回目の印刷物納品日と同日とする。

- A) 業務印刷向けトンボ付きPDFデータ
- B) 編集可能なデータ（Adobe Illustrator）
- C) WEB掲載用PDFデータ（トンボなし）

※観光マップデータの使用目的は、A)とB)は、委託者による観光マップの増刷。C)は、委託者の公式ホームページ等への掲載。

※委託者が、観光マップデータを2次使用する際の責めは、委託者が負う。

(2)印刷物

- ①完成後の成果品は、納品が完了するまでの間、受託者にて保管すること。
- ②納品は、年4回の分割納品。1回につき50,000部（25,000部×2か所）を下記へ納品。

- 1.奈良市総合観光案内所（奈良市三条本町1082）
- 2.奈良市観光センター（奈良市上三条町23-4）

- （納品日程） 第1回目 令和5年10月2日（月）
第2回目 令和5年11月27日（月）
第3回目 令和6年1月22日（月）
第4回目 令和6年3月25日（月）

※印刷物の納品日については、状況により変更する事がある。

8 著作権の帰属

- (1)本成果品の著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む)は、委託者に帰属する。
- (2)成果品については、原則として委託者が本成果品を増刷・更新するために必要な範囲内で、委託者が複製し、もしくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。ただし、作成の都合上やむを得ず、著作権を委託者に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に委託者に申し入れを行い、了解を得ること。委託者に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、委託者とで協議すること。
- (3)特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。

9 再委託等の制限

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を実施する上で必要があると認められ、あらかじめ委託者と協議して承諾を得たときはこの限りでない。

10 個人情報の保護

業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合(再委託した場合を含む)は、公益社団法人奈良市観光協会個人情報取扱特記事項を遵守すること。

11 その他

- (1)本業務の見積金額及び入札額は、著作権の譲渡費用、観光マップの利用条件も踏まえて積算する事。
- (2)業務の進捗状況について、委託者に適宜報告し、調整を図ること。
- (3)業務の実施にあたって不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、委託者と協議すること。
- (4)業務が適正に実施されていない等、委託者が受託者の査察が必要であると認めた場合は、受託者は査察に対して協力しなければならない。
- (5)印刷後、配布前に誤りが判明し、誤りの度合いにより、正誤表やシール貼付などの対応が必要な場合は、原則、対応すること。なお、その際の費用負担は、委託者と協議の上、決定する。
- (6)本仕様書の内容に疑義が生じた場合及び仕様書に定めがない事項については、委託者と事業者が協議の上、決定すること。

12 問い合わせ先

公益社団法人 奈良市観光協会 仲畠

所在地：奈良市三条本町1-8 シルキア奈良2階

電話：0742-30-0230

Eメール：kyokai●narashikanko.or.jp (送信の際は●を@に置き換えること)